

葛飾区議会レポート

◆令和6年区議会第二回定例会報告◆

■残暑お見舞い申し上げます■ ◆区議会第2回定例会が6月5日(水)から17日間の会期で開かれました。◆令和6年度一般会計第2次補正予算が上程され、◎児童手当の高校生世代までへの拡充、◎プレミアム付商品券発行・キャッシュレス決済ポイント還元事業、◎小学校エデュケーションアシスタンツ雇用、◎バス交通人材確保・定着支援事業などを含む計41億5,450万円が最終本会議で議決されました。

■本会議でかわごえ誠一が一般質問に登壇 ◆6月5日の本会議において、かわごえ誠一が一般質問に登壇しました。【1】公文書管理と区史について～公文書管理条例制定への進捗状況と区制100周年に向け、区の体制整備などを質問。【2】民泊対策とインバウンドについて～急速に増えている民泊に対して条例などによる規制を要望。【3】みどりと花のフェアかつしかとまちづくりについて～令和8年に開催予定のフェアの準備状況や区全体としての取組みを確認。【4】災害対策について～能登半島地震を受けて福祉避難所の対応、災害廃棄物への対応などを質問。【5】協働による孤独・孤立対策について～令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法の具体化への対応を求める。【6】障害者理解と合理的配慮について～今年4月から民間事業者にも義務付けられた合理的配慮について質問。

◆かわごえ誠一議員在職10年表彰◆第二回定例会最終日にかわごえ誠一へ全国市議会議長会から議員在職10年表彰が贈られました。◆2013年の初当選以来これまで活動を続けられたのは、ご声援をいただいた皆さまのおかげと感謝申し上げます。◆この10年間の取り組みを振り返る機会とし、より良い社会の実現に向けて一層の努力を重ねていきたいと思います。◆今後ともご声援賜りますようお願いいたします。



◆視察報告:伊万里市議会図書室と市民図書館・熊本市震災復興

◆7月16日に伊万里市で、公共図書館と連携した議会図書室支援を視察し、地方自治法で必置の施設とされている議会図書室と公共図書館の連携を伺いました。◆また、市民運動から建設された市民図書館に伺い、住民参加での開設に取組んだ市民がその後も図書館友の会として機能し、図書館がコミュニティ形成の中心になっている状況を伺いました。◆翌7月17日には熊本地震後の復興支援などの状況を視察しました。◆液状化再発防止への対応、発災直後の避難所の状況、被災の記憶を伝承する震災ミュージアムなどを視察し、災害対策の具体化について意見交換しました。



一般質問に登壇

葛飾区議会議員
かわごえ誠一

かわごえ誠一 プロフィール

●1963年3月川崎市生れ ●立石在住35年 ●防災士
●学童保育、PTA、子育てネットワーク、図書館友の会、三番瀬保全活動などに参加 ●都議秘書を経て2013年区議選初当選 ●2021年三期目当選 ●かつしか区民連合副幹事長 ●区議会所属:保健福祉委員会・危機管理対策特別委員会副委員長・議会運営委員会

タウンミーティング 2024

葛飾区議会議員 かわごえ誠一 学習会のお知らせ

主催:かつしか区民連合

テーマ:令和6年1月1日能登半島地震

参加費無料

～現場で何が起こったのか・教訓をどのように伝え、活かしていくのか～

とき:2024年8月29日(木) 19:00~21:00 (受付18:45)

ところ:かつしかシンフォニーヒルズ別館5階レインボー

葛飾区立石6-33-1 定員80名 ※直接会場にお越し下さい。

■講演:「令和6年能登半島地震」

◆発災時からこれまでのJP労組北陸地方本部の対応について
～被災者を支える郵便局の現場から～ 講師:黒崎寿氏 JP労組北陸地方本部執行委員長

■報告:葛飾区の災害対策について

◆葛飾区の能登半島地震への支援と大規模災害対策について
報告:葛飾区地域振興部危機管理課より



講師:黒崎寿 (くろさき としひさ) 氏

◆1964年9月生まれ◆日本郵政グループ労働組合(JP労組)北陸地方本部執行委員長◆郵便局勤続42年◆組合役員歴40年◆組合専従役員歴5年

◆令和6年元日の能登半島地震では震度7が記録され、甚大な被害が発生し、今も影響が続いている。◆その現場で何が起き、どのような困難に直面したのか、報道以外で知る機会は限られています。◆今回は郵便局の労働組合JP労組の北陸地方本部委員長の黒崎さんにお越しいただき、私たちの身近

な郵便局がどのような状況だったのか、生活に密着する物流や情報のライフラインを担う郵便局の業務を継続するためにどのような取組みが行われてきたのか伺います。◆併せて葛飾区で行った能登半島の被災地への支援と、葛飾区での災害対策や事業者との連携等について報告を受け、今後の災害対策を考えたいと思います。

■連絡・問合せ先 ■

かわごえ誠一 090-2932-7315

《e-mail》info@kawagoeseiichi.com

※公職選挙法により、議員からの区内有権者への会合・イベントなどへの会費以外の金品の寄附行為などは禁止されています。ご理解をお願いいたします。

かわごえ誠一オフィシャルサイト <https://www.kawagoeseiichi.com> →



葛飾区議会議員 かわごえ誠一

2024年8月10日 第105号

葛飾区議会レポート

発行：かつしか区民連合

令和6年葛飾区議会 第1回定例会 予算審査特別委員会総括質疑報告

◆3月4日の区議会第1回定例会予算審査特別委員会での総括質疑の概要を掲載します。詳細はQRコードから区議会HPをご覧下さい。

1：新年度の組織体制と人材育成のあり方について

◆多様化する社会課題に対応し、区民サービスを充実するためには、区の職員の確保や育成、組織の改革が重要になります。今後の区の組織のあり方と人材育成について確認しました。

かわごえ 今後、人口減少社会に向かい、生産年齢人口も減少が予測され、区職員の人材確保も困難になる。区職員の人材確保と限られた人材を最大限活用する人材育成について、改める必要があるがどうか。

総務部長 1点目として適正な人員配置について、人員削減ありきではなく、区民サービス向上のために、業務の効率化等、適切な人員配置体制の構築へとつなげる。2点目として人材の確保について、令和6年から始まるICT職採用など、よりよい人材の積極的な確保に努める。3点目として人材育成について、現行の人材育成基本方針の改定の検討とともに、研修の実施など、人材育成に積極的に取り組む。

かわごえ 令和5年度のくらしのまるごと相談課の新設のように、社会的要請に沿った組織は評価する。今後は従来の組織に横串を刺すような取り組みが重要になるが、むやみなポスト増も懸念される。区としてはその都度、課題に対して新たな組織をつくっていくのか。

政策経営部長 いろいろな課題での横串の視点が、大変重要になる。横の連携を強化するには課の新設だけではなく、プロジェクトチームや関係部署による連絡会、協議会等の設置などや管理職の必要性など、状況を踏まえて柔軟に対応を図るべきなので、横串の重要性、縦割りの弊害をいかに排除できるかを常に考えていく。

2：SDGs推進について

◆SDGsのゴールとされる2030年まで残り6年となりました。目標達成に向けての区の意識と取り組みについて質問しました。

かわごえ SDGsのゴールの2030年まで残り6年になるが、SDGs推進計画の7つのプロジェクトの進捗管理をどのようにするのか。

SDGs担当部長 本区のSDGs推進計画の中では、7つを特に重点的に取り組むプロジェクトを設けており、その中で温室効果ガスのさらなる削減など、バックキャストで設けている。昨今の世界情勢などを見ると大変厳しいが、「あと6年しかない」という思いで危機感を持ち取り組む。進捗管理については中期実施計画の計画事業と併せて、毎年SDGs全体の進捗状況をSDGs担当が点検、マネジメントをし、議会報告も併せて進める。

かわごえ 今年1月に青葉中学校で、清和小学校に続いて2校目の断熱改修実証とワークショップが行われたが、区の公共施設として大きなウエートを占める学校施設を断熱改修することは、脱炭素、省エネ対策として期待する。SDGs実現に向けて重要な取り組みとして、しっかりと予算確保をしてさらに進めるべきだ。

施設部長 建築物のエネルギー消費量の割合の一番大きなものが、エ



ワークショップで断熱材を天井に設置する
青葉中学校の生徒たち

アコンの効率性を高めることだ。今後の建物の改修実施を見据えて、2校で実験的に断熱改修を行った。断熱による効果検証を進め、費用対効果も含めて整理をし、多くの学校施設に展開できるように検討する。

3：(仮称) 人権基本条例について

◆かつしか区民連合として要望をしてきた(仮称)人権基本条例の策定が中期実施計画に盛込まれ、一步踏み出しました。

かわごえ 人権の課題は多様化している。

人権条例制定への課題意識について伺う。



区民連合 かわごえ誠一

総務部長 葛飾区では人権施策推進指針を策定し、様々な人権施策に取り組んできたが、新たな人権課題も生じており、人権に関する施策の基本となる事項を定め、実現に向けて、区、区民及び事業者等の責務を明らかにするため条例制定を検討する。

かわごえ 日本国憲法に基本的人権が定められ、「自由と権利は国民の不断の努力によって保持しなければならない」とされている。また、国際社会では人権保障の取組が進められ、国際条約にひもづいて、「障害者基本法」、「男女共同参画社会基本法」をはじめ、昨年、「こども基本法」が整備されてきた。各方面の人権に関する法律は先人たちの不断の努力によって積み上げられてきたものだ。特に、人権三法などを条例にどのように反映させていくのか伺う。

総務部長 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条で「地方公共団体は法の基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務がある」とされている。これを踏まえ、「障害者虐待防止法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」(人権三法)が施行されている他、「子どもの貧困対策法」や「いじめ防止対策推進法」が制定されており、それら法律の理念を踏まえ、条例策定を進める。

かわごえ 人権を推進すべき区として、足元の職員の人権意識の醸成やハラスメント対策などが重要だ。ハラスメントを原因に職員が退職することは財産を失うことになる。組織としてハラスメントをなくして、大切な人材を育てていくべきだ。

総務部長 ハラスメントを原因として離職をしてしまうというのは区にとって大きな損失になる。事前に兆候があれば、関係者の意見も聞き、重大な案件に発展する前に環境整備を行い、解決を図りたい。

4：学童保育の待機児童対策と放課後支援について

◆学童保育の待機児童が依然解消されない地域が残されています。所管課が教育委員会と子育て支援部に別れていることに課題を感じており、早急な対策のため根本的な組織のあり方を問いました。

かわごえ 学童保育の待機児童対策が教育委員会と子育て支援部に分かれたり、しっかり連携すべきだが、まず、学童・わくチャレなど、子どもの放課後をどうするのか教育委員会として方向性を出すべきだ。

学校教育担当部長 新年度からの待機児童の緊急対策のモデル事業で行う「かつしかプラス」の実績を踏まえた上で、地域、保護者などの要望をしっかりと整理し、区としての方向性を早めに整理する。

かわごえ 現時点では公立学童でも待機児童が出ている状況だ。それを解消するために、子育て支援部と教育委員会でプロジェクトチームなどをつくる必要があると考えるがいかがか。

学校教育担当部長 これまでも教育委員会と子育て支援部とで連携してきたつもりだが、プロジェクトチームという形になるかわからないが、しっかりと連携して進めていきたい。

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。かわごえ誠一 web → <https://www.kawagoeseiichi.com>

問合せ
連絡先

かつしか区民連合

〒124-0012 葛飾区立石5-13-1 葛飾区議会内
電話 03-3695-1111 (代)
FAX 03-3697-0137

かわごえ誠一連絡先・問合せ先

〒124-0012 葛飾区立石8-47-18
携帯電話 090-2932-7315
e-mail info@kawagoeseiichi.com Facebook

